湯沢市森林整備変更計画書

計画期間	自	令和　２年　４月　１日
	至	令和１２年　３月３１日

（令和　５年　３月　変更）

湯沢市

変更事項及び理由

1　病虫害の被害を受けないよう被害防止対策を促進すべき林分

・対策対象ナラ林（守るべきナラ林）の一部削除による変更

とことん山（皆瀬地域）を削除

2　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

・木材等生産機能維持増進森林の追加による変更

対象林班の追加及び面積の変更

3　木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域及び施業方法

・特に効率的な施業が可能な森林の区域の記載による変更

区域内における対象の林小班を記載

4　基幹路網の整備計画

・林業専用道開設事業として実施する路線の追加による変更

目　　　次

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　********** 1

1　森林整備の現状と課題 1
2　森林整備の基本方針 1
3　森林施業の合理化に関する基本方針 1

Ⅱ　森林の整備に関する事項　** 1

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 1

1　樹種別の立木の標準伐期齢 1
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 1
3　その他必要な事項 1

第２　造林に関する事項 1

1　人工造林に関する事項 1
2　天然更新に関する事項 1
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 2
4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 2
5　その他必要な事項 2

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 2

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 2
2　保育の種類別の標準的な方法 2
3　その他間伐及び保育の基準 2
4　その他必要な事項 2

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 2

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 2
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法 3
3　その他必要な事項 3

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 3

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 3
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 3
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 3
4　森林経営管理制度に関する事項 3
5　その他必要な事項 3

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 3

1　森林施業の共同化の促進に関する方針 3
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 3
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 4
4　その他必要な事項 4

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　4
1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　4
2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　4
3　作業路網の整備及び維持運営に関する事項　4
4　その他必要な事項　4

第８　その他必要な事項　4
1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　4
2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　4
3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　4
4　その他必要な事項　4

Ⅲ　森林の保護に関する事項　＊＊　5

第１　鳥獣害の防止に関する事項　5
1　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　5
2　その他必要な事項　5

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　5
1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　5
2　鳥獣害対策の方法(第１に揚げる事項を除く)　5
3　林野火災の予防の方法　5
4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　5
5　その他必要な事項　5

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　6

1　保健機能森林の区域　6
2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項　6
3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項　6
4　その他必要な事項　6

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　6

1　森林経営計画の作成に関する事項　6
2　生活環境の整備に関する事項　6
3　森林整備を通じた地域振興に関する事項　6
4　森林の総合利用の推進に関する事項　6
5　住民参加による森林の整備に関する事項　6
6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　7
7　その他必要な事項　7

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法　8
別表２　基幹路網の整備計画　11
別表３　森林法施行規則第33条第１号の規定に基づく区域　12
別表４　水源森林地域の所在及び面積　12

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題
変更なし

２　森林整備の基本方針
（1）地域の目指すべき森林資源の姿
変更なし
（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
変更なし

３　森林施業の合理化に関する基本方針
変更なし

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢
変更なし

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法
変更なし

３　その他必要な事項
変更なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項
（1）人工造林の対象樹種
変更なし
（2）人工造林の標準的な方法
変更なし
（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間
変更なし

２　天然更新に関する事項
（1）天然更新の対象樹種
変更なし
（2）天然更新の標準的な方法
変更なし

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

変更なし

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

変更なし

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

変更なし

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

変更なし

（２）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

変更なし

５　その他必要な事項

変更なし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

変更なし

２　保育の種類別の標準的な方法

変更なし

３　その他間伐及び保育の基準

変更なし

４　その他必要な事項

変更なし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（以下：水源かん養機能維持増進森林）

変更なし

（２）土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

変更なし

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

変更なし

３　その他必要な事項

変更なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

変更なし

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

変更なし

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

変更なし

４　森林経営管理制度に関する事項

（１）森林経営管理制度の活用

変更なし

（２）森林経営管理制度の留意事項

変更なし

５　その他必要な事項

変更なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

変更なし

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

変更なし

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

変更なし

４　その他必要な事項

変更なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

変更なし

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

変更なし

３　作業路網の整備及び維持運営に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

変更なし

（２）細部路網の整備に関する事項

変更なし

４　その他必要な事項

変更なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

変更なし

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

変更なし

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

変更なし

４　その他必要な事項

変更なし

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

変更なし

２　その他必要な事項

変更なし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

変更なし

（２）その他

変更なし

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

変更なし

３　林野火災の予防の方法

変更なし

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

変更なし

５　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

変更なし

（２）病害虫の被害を受けないよう被害防止対策を促進すべき林分

＜対策対象松林＞

森林の区域	備考
11 林班 4 小班、14 林班 26 小班、17 林班 66・74・78・82 小班、22 林班 6・19 小班、23 林班 56・59～61・68・82・85・86 小班	湯沢地域
貝沼公園	皆瀬地域

＜対策対象ナラ林（守るべきナラ林）＞

森林の区域	備考
中央公園、観光クリ園	湯沢地域

（3）その他

変更なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

変更なし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

変更なし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

変更なし

（2）立木の期待平均樹高

変更なし

4　その他必要な事項

変更なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

変更なし

（2）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

変更なし

2　生活環境の整備に関する事項

変更なし

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

変更なし

4　森林の総合利用の推進に関する事項

変更なし

5　住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取り組みに関する事項

変更なし

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

変更なし

（３）法第１０条の１１第２項に規定する施業実施協定の参加促進対策

変更なし

（４）その他

変更なし

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

変更なし

７　その他必要な事項

（１）秋田県水と緑の森づくり条例に関する事項

変更なし

（２）秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項

変更なし

【別表１】公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

水源涵養機能維持増進森林

　変更なし

山地災害防止等機能維持増進森林

　変更なし

快適環境形成維持増進森林

　変更なし

保健文化等機能維持増進森林

　変更なし

（単位　面積：ha）

区分 ＜ 施業の方法 ＞	森林の区域　＜ 林班 ＞	面積	備　考
木材等生産機能維持増進森林 〈持続的に木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう、適切な造林、保育及び間伐等を推進する〉	1, 2, 4～8, 13, 17, 18, 21, 23～25, 27～29, 35～37,　40, 41, 43～47, 53, 55, 56, 58～63, 69, 70, 74, 77, 78, 85, 87, 88, 91, 95, 98, 99, 101～105, 110, 111, 115, 116, 119～123, 127, 128, 131～133, 136, 137	5, 062. 65	湯沢地域
	1, 3, 5, 6, 11, 12, 14, 17, 20, 23, 29, 36, 38, 42, 44, 45	1, 261. 42	稲川地域
	8～10, 12, 14, 18, 20～36, 40, 41, 43～46, 48, 51, 53, 54, 56, 57, 60, 61, 65, 68, 69, 71, 72, 78～84, 86, 90, 93, 96, 99, 103, 109～112, 120～124, 130, 145, 147, 151, 152, 155, 157, 162～172, 174～176, 180, 181, 183, 184, 185, 188	6, 872. 59	雄勝地域
	1, 5, 7, 9, 17, 22, 23, 41, 47, 51, 57, 63, 67, 71, 75, 77, 79, 80, 82, 87, 89～93	1, 898. 11	皆瀬地域

上記の木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林

	＜ 林班 ＞	＜ 小班 ＞	
〈人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う〉	2	現在、該当ありません。	湯沢地域
	4	現在、該当ありません。	
	13	現在、該当ありません。	
	21	現在、該当ありません。	

	23	現在、該当ありません。	
	24	現在、該当ありません。	
	29	現在、該当ありません。	
	36	現在、該当ありません。	
	37	現在、該当ありません。	
	44	現在、該当ありません。	
	58	現在、該当ありません。	
	63	現在、該当ありません。	
	87	現在、該当ありません。	
	88	現在、該当ありません。	
	101	現在、該当ありません。	
	102	現在、該当ありません。	
	103	現在、該当ありません。	
	104	現在、該当ありません。	
	105	現在、該当ありません。	
	132	現在、該当ありません。	
	< 林班 >	< 小班 >	稲川地域
	11	現在、該当ありません。	
	12	現在、該当ありません。	
	14	現在、該当ありません。	
	17	現在、該当ありません。	
	20	現在、該当ありません。	
	23	現在、該当ありません。	
	29	現在、該当ありません。	
	36	現在、該当ありません。	
	38	現在、該当ありません。	
	42	現在、該当ありません。	
	45	現在、該当ありません。	
	< 林班 >	< 小班 >	雄勝地域
	8	現在、該当ありません。	
	9	現在、該当ありません。	
	12	現在、該当ありません。	
	14	現在、該当ありません。	
	20	現在、該当ありません。	
	21	現在、該当ありません。	
	23	現在、該当ありません。	
	25	現在、該当ありません。	
	26	現在、該当ありません。	

	28	現在、該当ありません。	
	29	現在、該当ありません。	
	30	現在、該当ありません。	
	31	現在、該当ありません。	
	33	現在、該当ありません。	
	34	現在、該当ありません。	
	35	現在、該当ありません。	
	36	現在、該当ありません。	
	40	現在、該当ありません。	
	41	現在、該当ありません。	
	43	現在、該当ありません。	
	45	現在、該当ありません。	
	46	現在、該当ありません。	
	48	現在、該当ありません。	
	51	現在、該当ありません。	
	53	現在、該当ありません。	
	54	現在、該当ありません。	
	57	現在、該当ありません。	
	61	現在、該当ありません。	
	65	現在、該当ありません。	
	68	現在、該当ありません。	
	72	現在、該当ありません。	
	81	現在、該当ありません。	
	82	現在、該当ありません。	
	83	現在、該当ありません。	
	84	現在、該当ありません。	
	93	現在、該当ありません。	
	103	現在、該当ありません。	
	120	現在、該当ありません。	
	121	現在、該当ありません。	
	130	現在、該当ありません。	
	145	現在、該当ありません。	
	151	現在、該当ありません。	
	157	現在、該当ありません。	
	162	現在、該当ありません。	
	164	現在、該当ありません。	
	166	現在、該当ありません。	
	175	現在、該当ありません。	

	176　現在、該当ありません。 180　現在、該当ありません。 183　現在、該当ありません。 185　現在、該当ありません。	
	＜ 林班 ＞　＜ 小班 ＞ 22　現在、該当ありません。 63　現在、該当ありません。 67　現在、該当ありません。 79　現在、該当ありません。 80　現在、該当ありません。 89　現在、該当ありません。 90　現在、該当ありません。 91　現在、該当ありません。 93　現在、該当ありません。	皆瀬地域

【別表２】基幹路網の整備計画

開設/拡張	種　類	位　置（林班）	路　線　名	延　長（ｍ）	利用区域面積（ha）	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備　考
開設	林業専用道	29,30,31 34,35	大清水線 （雄勝地域）	2,500	109	○	①	
開設	林業専用道	98,99	立浪宝山線 （雄勝地域）	1,500	30	○	②	
拡張	林道	72	若畑中新田線 （皆瀬地域）	43	72	○	③	法面改良
拡張	林道	18,19,20	稗田沢線 （皆瀬地域）	100	122	○	④	法面改良
拡張	林道	49	宮月線 （雄勝地域）	4	115	○	⑤	橋梁補修
開設	林道	23,24	平清水線 （雄勝地域）	4,000	199	○	⑥	
開設	林道	18,19,21 ,22	三ツ村線 （雄勝地域）	3,500	150	○	⑦	
拡張	林道	93	高松線 （湯沢地域）	18	137	○	⑧	橋梁補修
拡張	林道	15 外 （注１）	山院線 （湯沢地域）	2,000	1,650	○	⑨	舗装補修 法面改良

拡張	林道	154, 155, 156, 157, 160	登川山ノ田線（雄勝地域）	200	983	○	⑩	舗装補修
拡張	林道	26, 29, 30	東山御返事線（雄勝地域）	200	140	○	⑪	舗装補修
拡張	林道	42, 43	大小沢線（稲川地区）	6	174	○	⑫	橋梁補修
拡張	林道	30	第２大清水線（雄勝地区）	861	30	○	⑬	舗装補修
開設	林業専用道	58, 59	内ノ目真木ノ沢線（雄勝地域）	3, 400	149		⑭	
開設	林業専用道	181, 183, 184, 185	味噌御無沢山線（雄勝地域）	5, 000	201		⑮	
開設	林業専用道	102, 103, 104	下焼山水上線（雄勝地域）	1, 800	154		⑯	
開設	林業専用道	66, 67, 69	役内中山西ノ又線（雄勝地域）	5, 000	152		⑰	
計	17 路線			30, 132				

（注 1）15, 17, 18, 19, 31, 32, 37, 38, 39, 41, 42, 66, 67, 68, 70, 71

【別表３】森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

変更なし

【別表４】水源森林地域の所在及び面積

変更なし